

令和6年11月教育委員会定例会事項書

令和6年11月26日（火） 午後2時45分から

鈴鹿市立郡山小学校 2階 コンピューター室

1 開 会

2 会議録署名委員について

3 議 事

- (1) 【議案第2153号】専決（令和6年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案）の承認について

（関係各課）

- (2) 【議案第2154号】令和6年12月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について

（教育総務課）

4 報告事項

- (1) 学校給食費の改定について

（教育総務課）

- (2) 学校再編準備委員会の進捗状況について

（教育政策課）

- (3) 中学生ピロリ菌検査実施について

（学校教育課）

- (4) 「令和7年鈴鹿市二十歳のつどい」について

（文化振興課）

- (5) 市民学習活性化事業 すずか市民アカデミー「まなベル」特別講座について

（文化振興課）

- (6) 第3期鈴鹿市子ども・子育て支援事業計画（案）について

（子ども政策課）

5 その他

- (1) 令和6年12月教育委員会定例会の開催について

（教育総務課）

11月教育委員会 定例会席表

教育長 (廣田 隆延)					
教育委員 (加藤 貴也)				(会議録署名者) 教育委員 (服部 直美)	
教育委員 (笠井 智佳)				教育委員 (松嵜 康博)	
子ども政策課長 長尾 哲	文化振興課長 (柳井谷 光教)	参事 (西村 佳代子)	教育次長 (伊川 歩)	参事兼 教育総務課長 (鈴木 明)	参事兼 教育政策課長 (白木 敏弘)
	学校教育課長 (藤見 忠)	教育指導課長 (上田 由実子)	教育支援課長 (鈴木 康仁)	書記 (木葉 健介)	書記 (久住 孝大)
傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席	傍聴席

(傍聴人:定員は10人)

令和6年11月 教育委員会 定例会

議 案

(第2153号・第2154号)

令和6年11月26日

鈴鹿市教育委員会

専決の承認について

令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案について次のとおり専決したので、これを報告し、その承認を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

専決事項

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき市長から意見を求められた令和 6 年度鈴鹿市教育費第 4 号補正予算案について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により専決したので、同条第 2 項の規定により、この議案を提出する。

令和6年度鈴鹿市教育費第4号補正予算案

1 教育費補正額

(単位：千円)

補正前の額	補正額	補正後の額	補正額の財源内訳			
8,612,125	17,854	8,629,979	国・県支出金	地方債	その他	一般財源
			0	0	0	17,854

2 教育費補正額内訳

(単位：千円)

項	補正額	目	補正額内訳	摘 要	
小学校費	9,736	学校建設費	9,736	教育施設環境整備費／仮設教室	1,236
				教育施設環境整備費／屋内運動場空調設備整備費	8,500
中学校費	8,118	学校建設費	8,118	学校施設長寿命化・大規模改造事業費	8,118
計	17,854	計	17,854		17,854

3 債務負担行為（追加）

(単位：千円)

事項	期間	限度額
学校給食センター施設改修事業	令和6年度から 令和7年度まで	39,000

議案第 2 1 5 4 号

令和 6 年 1 2 月 鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について

鈴鹿市長から提出された議案第 8 3 号 鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について、鈴鹿市議会議長から意見を求められたことに対して、原案のとおり了承する。

令和 6 年 1 1 月 2 6 日 提出

鈴鹿市教育長 廣田 隆延

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条第 2 項の規定に基づく意見聴取について、鈴鹿市教育委員会の教育長への事務委任等に関する規則第 1 条第 3 号の規定により、この議案を提出する。

議案第 83 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 11 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の一部を教育委員会から市長に移管するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。<u>以下「法」という。</u>）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（1）図書館（分館を含む。）、博物館、公民館及び鈴鹿市ふれあいセンターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。</u> <u>（2） 略</u> <u>（3） 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u> <u>（4） 文化財の保護に関すること。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（1） 略</u> <u>（2） 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の本則第1号若しくは第4号に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(鈴鹿市立公民館条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>市長</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>市長</u>は、<u>前条第1項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u> (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が	(使用の許可) 第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。 (許可の制限) 第7条 <u>教育委員会</u>は、<u>次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。</u> (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委</u>

不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けたもの (以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は当該設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

員会が不相当と認めたとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めたときは、これを減免することができる。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

- (1) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。
- (2) 使用許可に際し、付された条件に違反したとき。
- (3) 第7条各号の規定に該当するとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める。</u>
--	--

(鈴鹿市文化財保護条例の一部改正)

- 4 鈴鹿市文化財保護条例（昭和48年鈴鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条―第3条）</u> <u>第2章 鈴鹿市指定文化財（第4条―第13条）</u> <u>第3章 鈴鹿市文化財保護審議会（第14条―第19条）</u> <u>第4章 委任（第20条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市の区域内に存在するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用を図り、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>	（目的） 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（昭和32年条例第72号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市内にあるもののうち重要なものを市が指定して、その保存、活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とする。</u>

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りよう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(財産権等の尊重)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。

(財産権等の尊重)

第3条 鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行にあた

しなければならない。

第2章 鈴鹿市指定文化財

(指定等)

第4条 市長は、市の区域内に存在する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）のうち市にとって重要なものを鈴鹿市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形の文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。ただし、所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）が指定の申請をし、又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をするときは、当該無形の文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ第14条に規定する鈴鹿市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

つては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重しなければならない。

(鈴鹿市文化財調査会)

第4条 文化財に関する諮問機関として、鈴鹿市文化財調査会（以下「調査会」という。）を置く。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該市指定文化財の所有者等（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合の通知については、この限りでない。

6 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をした後においても、当該指定をした無形の文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めたときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

（指定等の解除）

第5条 市長は、市指定文化財がその価値を失つたとき、その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、その保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき、その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の規定による指定及び認定の解除について準用する。

(管理等の義務)

第6条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従い、その管理及び保存に努めなければならない。

(届出)

第7条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者又は権原に基づく占有者に変更があつたとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 保持団体の代表者を変更し、構成員に異動を生じたとき。

(4) 市指定文化財（無形のものを除く。次号及び第6号において同じ。）の全部

(管理義務)

第5条 第1条の規定により指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その管理、保護に努めなければならない。

(環境の保全)

第6条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めたときは、地域を定めて一定の行為を制限又は禁止することができる。

又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(5) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 市指定文化財を修理しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（管理等に関する指示又は助言）

第8条 市長は、市指定文化財の所有者等に対し、その管理又は保存に関し必要な指示又は助言をすることができる。

（現状変更等の制限）

第9条 市指定文化財（無形のものを除く。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(公開及び出品)

第10条 市長は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第11条 市長は、市指定文化財の管理又は保存のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、当該所有者等に対し予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

(調査及び報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査し、当該市指定文化財の所有者等に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第13条 市指定文化財（無形のものを除く。）の所有者の変更があつたときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の指示、処分その他

(公開及び出品)

第7条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第8条 教育委員会は、市指定文化財の保護活用のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

の措置による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 鈴鹿市文化財保護審議会

(設置)

第14条 法第190条第2項の規定に基づき、
鈴鹿市文化財保護審議会（以下「審議会」
という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に
掲げる事項について調査審議し、及びその
結果を答申する。

- (1) 第4条第1項の規定による指定
- (2) 第4条第3項及び第6項の規定によ
る認定
- (3) 第5条第1項の規定による指定の解
除
- (4) 第5条第2項の規定による認定の解
除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が
必要と認める事項

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関す
る重要事項について市長に建議することが
できる。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織す
る。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有
する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 委任

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第9条 この条例の施行について必要な事項は、 <u>教育委員会</u> が別に定める。
---	---

(佐佐木信綱記念館条例の一部改正)

- 5 佐佐木信綱記念館条例（昭和61年鈴鹿市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と	(事業) 第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。 (1)・(2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (参観時間等) 第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めたときは、これを変更することができる。 (休館日) 第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に

認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

- (1) 月曜日、火曜日及び第3水曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときを除く。

- (2) 略

(施設等の使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 略

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しないものとする。

- (1)～(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

- (1) 月曜日及び第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日

- (2) 略

(使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「資料の特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 略

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用（以下「使用」という。）を許可しないものとする。

- (1)～(4) 略

- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

- 2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

て準用する。この場合において、前項中「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「使用」とあるのは「特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

て準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「教育委員会が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号及び第3号中「使用」とあるのは「特別利用」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用若しくは資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設等又は当該資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「第6条第1項の許可を受けた者」と、「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と、「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

（原状回復の義務）

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用又は資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは、直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。

（損害賠償の義務）

第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	---

(鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正)

6 鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成6年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>市長</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。	(事業) 第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認めたこと。 (使用の許可) 第5条 センターを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。 2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができ

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 特定の政党又は候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。

(3)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

る。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 特定の政党、候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。

(3)～(6) 略

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

(1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

し、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、センターの使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 略

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設又は当該設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、

し、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) 略

(2) 使用の許可条件に違反したとき。

(3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたとき

その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	きは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
--	--

(鈴鹿市考古博物館条例の一部改正)

7 鈴鹿市考古博物館条例（平成10年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的<u>及び技術的</u>な調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>の許可等</u>) 第6条 <u>博物館の講堂</u>又は会議室を使用しようとする	(事業) 第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。 (1)～(3) 略 (4) 博物館資料に関する専門的、<u>技術的</u>な調査研究を行うこと。 (5)～(7) 略 (8) 前各号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「委員会」という。）</u>が必要と認める事業 (入館の制限) 第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。 (1)～(3) 略 (施設の使用<u>又は特別利用の許可</u>) 第6条 <u>講堂</u>又は会議室を使用しようとする

うとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 3 市長は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

- 2 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

（1）・（2） 略

- （3） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

（4） 略

- 3 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 3 委員会は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

（1）・（2） 略

- 2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。

（1）・（2） 略

- （3） この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（4） 略

- 3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

ができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ために</u>使用され、かつ、<u>市長</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償の義務) 第12条 博物館を利用する者又は前条の<u>規定により</u>博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	とができる。 (資料の貸出し) 第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>使用され、かつ、<u>委員会</u>が取扱い上の安全性が確保されると認めたときは、貸し出すことができる。 (損害賠償) 第12条 博物館を利用する者又は前条の博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
---	--

(鈴鹿市資料館条例の一部改正)

- 8 鈴鹿市資料館条例（平成17年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、<u>もって</u>市民の文化の向上	(設置) 第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、市民の文化の向上に資す

に資するため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

るため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（1）～（4） 略

（5） 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

（1）・（2） 略

（3） 展示の変更期間又は資料の整理期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

（1）～（4） 略

（5） この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障を来すおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は閲覧若しくは利用を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又は閲覧若しくは利用の停止によって前条の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

なければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	なければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	--

(鈴鹿市立図書館条例の一部改正)

- 9 鈴鹿市立図書館条例（平成27年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリーを置く。 (入館の制限等) 第4条 <u>市長</u>は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>図書館への入館を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。	(名称等) 第2条 略 2 鈴鹿市立図書館に<u>会議室</u>、視聴覚室及びロビーを置く。 3 略 4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリー<u>（和室を含む。以下同じ。）</u>を置く。 (入館の制限) 第4条 <u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館を制限することができる。</u> (1)～(6) 略 (7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。

2 市長は、図書館の管理運営上支障を来すおそれがあると認めるときは、図書館の資料の閲覧、貸出し等を制限し、又は禁止することができる。

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要な条件を付することができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 略

ウ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号ア及びイに掲げる事業以外の事業を行うために使用するときは、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号アに掲げる事業以外の事業を行うために使用するときは、第5条第1項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

し、<u>市長</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (<u>鈴鹿市立図書館協議会</u>) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。	し、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を免除することができる。 (<u>鈴鹿市立図書館協議会</u>) 第13条 略 2～5 略 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。 (委任) 第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。
--	---

鈴 議 第 1 1 5 8 号

令和 6 年 1 1 月 2 5 日

鈴鹿市教育委員会 様

鈴鹿市議会議長 池 上 茂 樹



令和 6 年 1 2 月鈴鹿市議会定例議会提出議案に対する意見聴取について

鈴鹿市長から提出された、議案第 8 3 号鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正についてに関して、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 3 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年6月30日法律第162号）

（職務権限の特例）

第二十三条 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるもの（以下「特定社会教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること（第二十一条第七号から第九号まで及び第十二号に掲げる事務のうち、特定社会教育機関のみに係るものを含む。）。
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。
- 四 文化財の保護に関すること。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

令和6年11月 教育委員会 定例会

報 告 事 項

令和6年11月26日

鈴鹿市教育委員会

■学校給食費の改定について

（１）給食費の現状について

- 現在、本市の給食費は**H30年度に改定した額**を適用しています。
- 物価上昇が急激に進んでいますが、給食食材の物価上昇に係る費用は**R 5 年度から市が補填**しています。

幼稚園・小学校	H30		R5	R6
給食費/月 (保護者負担額)	4,200円		4,200円	4,200円
食材費/月	4,200円		4,488円	4,800円
公費負担額/月	0円		288円	600円

【単価/食】	主食	55.44円	59.99円	61.19円
	牛乳	51.52円	58.65円	64.03円
	副菜	141.43円	145.36円	163.39円

中学校	H30		R5	R6
給食費/月 (保護者負担額)	4,750円		4,750円	4,750円
食材費/月	4,750円		5,088円	5,400円
公費負担額/月	0円		338円	650円

【単価/食】	主食	65.59円	71.13円	72.67円
	牛乳	51.52円	58.65円	64.03円
	副菜	181.46円	188.22円	200.8円

（２）今後の給食費の額及び負担額について

- 給食費が急激に値上がりしないように、**慎重かつ徐々に額の改定**を行います。
- 今後の物価が想定以上に上昇した場合には、**年度途中の価格改定**を行う場合があります。

幼稚園・小学校	改定額（案）
給食費/月 (保護者負担額)	4,800円
食材費/月	4,800円
公費負担額/月	0円

中学校	改定額（案）
給食費/月 (保護者負担額)	5,400円
食材費/月	5,400円
公費負担額/月	0円

学校再編準備委員会の進捗状況について

1 各部会の進捗状況

(1) 通学・安全部会（第3回）

日 時：令和6年9月30日（月）

場 所：天名公民館

内 容：スクールバス運行ルート及び乗降場所の検討

① これまでの取組経緯

- ・乗降場所候補地の要望聴取及び現地確認
- ・鈴鹿警察署との協議
- ・交通事業者ヒアリング

② 運行ルート・乗降場所の検討 別紙1のとおり

(2) 総務部会（第4回）

日 時：令和6年11月12日（火）

場 所：郡山小学校

内 容：1 閉校式について

- ・第一部は市主催とし、第二部は地域主体の実行委員会主催とする。
- ・閉校記念リーフレットの作成について、実行委員会で編集する。
- ・実行委員会メンバーを12月末までに決定し、本年度中に、実施日、実施内容を計画する。

2 「新たな小学校」の校名案選定について(一次審査)

- ・応募総数345点 別紙2のとおり
- ・下記の10点を選定。

※五十音順に整理

校名案	応募数	校名案に込めた理由（一部抜粋）
天の川小学校	4	輝く星（子ども）たちの集合する場所となるように。
新郡山小学校	4	新しい学校となり、郡山小学校の校舎を使うから。
鈴鹿南小学校	11	鈴鹿の最南端に位置する小学校となるため。
太陽小学校	7	太陽の街にある小学校。太陽のようにキラキラ笑いたい。
天栄小学校	46	中学校名、地区名など馴染みがあり受け入れやすい。
南部小学校	6	鈴鹿市の南部にあり、地域性が出ていてわかりやすい名前。
南部里が丘小学校	1	3地区共に丘陵地域に集落がある。
三咲小学校	1	3校の子供達の未来が花咲く明るいものになるよう。
みどりの丘小学校	1	自然豊かな3地区をイメージ。親しみをもてるよう平仮名。
鈴南小学校	18	「れーなん」という音が、のどかでかわいらしい。

・今後のスケジュール

- ① 児童による投票（11月18日（月）～11月27日（水））
⇒10案の中から3案に投票
- ② 二次審査（第5回総務部会 12月10日（火））
- ③ 教育委員会にて最終案の選定（12月24日（火））

2 今後の会議開催予定

（1）代表者会議（第2回）

日 時：令和6年11月26日（火）19時から
場 所：郡山小学校

（2）総務部会（第5回）

日 時：令和6年12月10日（火）19時から
場 所：郡山小学校

（3）跡施設利用検討部会（第2回）

日 時：令和6年12月16日（月）14時から
場 所：合川公民館

スクールバス運行ルート図【登校】(案)

【留意事項】

- 運行ルート、乗降場所(案)は、学校再編準備委員会をはじめ、地域の保護者、住民からの意見をもとに、鈴鹿警察や運行事業者からの意見や指摘を踏まえたものである。
- 現状では、登校と下校は、同一の運行ルート、乗降場所としている。

【中型バス】



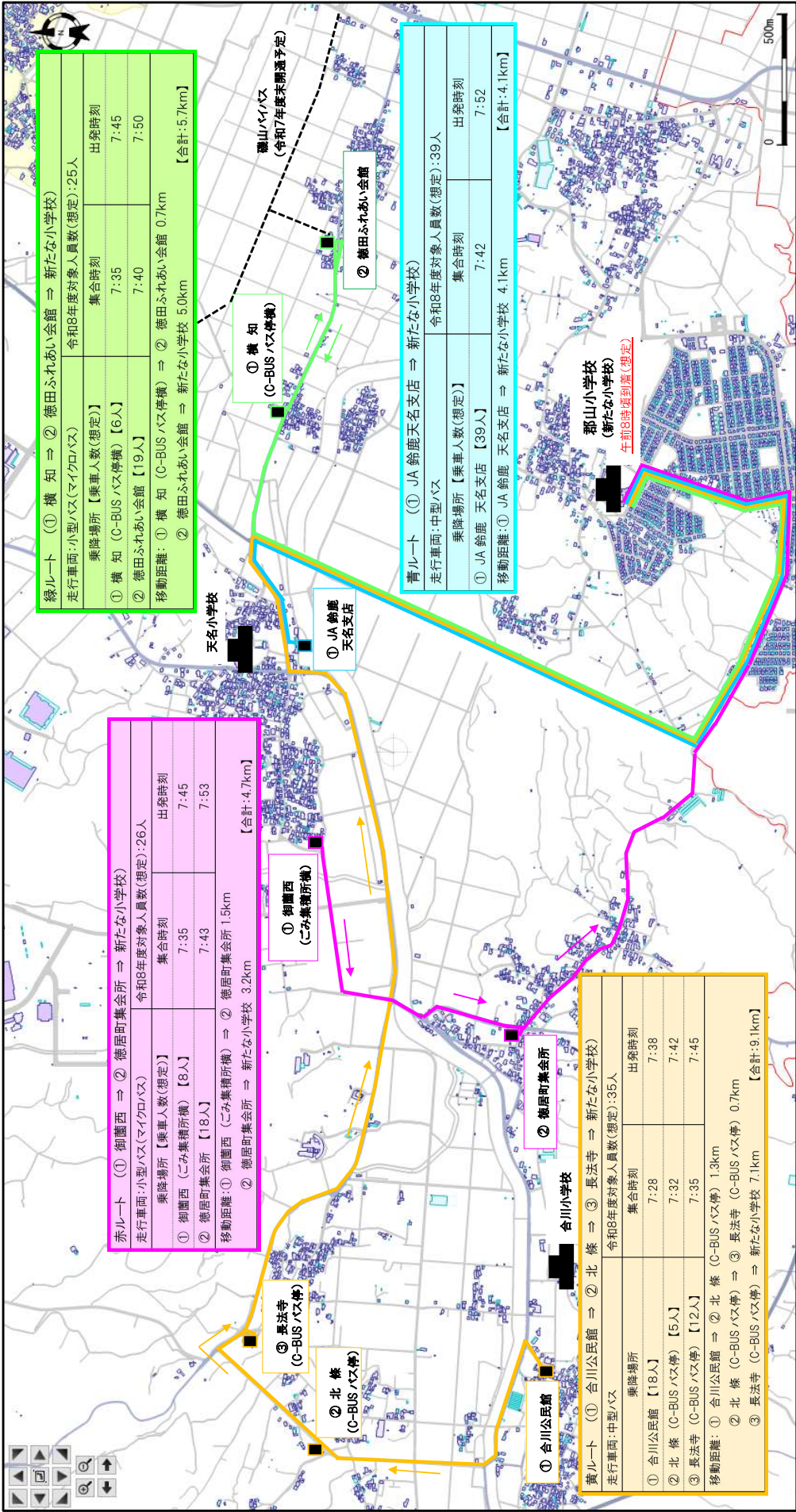
44人乗り



29人乗り

× 2台

× 2台



「新たな小学校」の校名案募集結果

- 1 応募期間 令和6年10月7日(月)～令和6年11月6日(水)
- 2 応募資格 3小学校(合川・天名・郡山)の児童、保護者、3小学校区の地域住民
- 3 応募総数 345件(児童220件、保護者・地域住民125件) ※無効9件
- 4 応募内訳

応募区分		合計	応募方法	
			Web方式(QR)	紙
合川	児童	39	3	36
	保護者・地域住民	31	12	19
天名	児童	61	32	29
	保護者・地域住民	32	15	17
郡山	児童	120	48	72
	保護者・地域住民	62	39	23
合計		345	149	196

- 5 応募一覧 (件数・五十音順に整理)

校名案	件数	校名案	件数	校名案	件数	校名案	件数
天栄小学校	46	げんきな小学校	2	あこあ小学校	1	えがおたくさん小学校	1
鈴南小学校	18	こぶしのはな小学校	2	あさがお小学校	1	えがたの小学校	1
鈴鹿南小学校	11	辛夷の花小学校	2	あさひ小学校	1	エツラク 悦楽小学校	1
太陽小学校	7	すずか小学校 ^{ショウガッコウ}	2	飛鳥小学校	1	大もり小学校	1
南部小学校	6	たのしい小学校	2	あなり小学校	1	カイコウ 海広小学校	1
あかり小学校	5	たいよう小学校	2	アマ 天小学校	1	楓小学校	1
アイナヤマ 合名山小学校	4	てんえい小学校	2	アマアメ 天雨小学校	1	かがやき小学校	1
天の川小学校	4	テンコウゲン 天合郡小学校	2	アマカワ 天川小学校	1	輝く小学校	1
新郡山小学校	4	ナカセコ 中瀬古小学校	2	アマカワコオリ 天川郡小学校	1	ガクモン 学楽小学校	1
なかよし小学校	4	ナカ カワ 中の川小学校	2	アマガワザン 天川山小学校	1	かなだ小学校	1
アマガワ 天川小学校	3	ナカ カワ 中ノ川小学校	2	アマカワヤマ 天川山小学校	1	カワテンコウ 川天郡小学校	1
アカガワ 赤川小学校	3	ミスズ 三鈴小学校	2	アマコオリアイ 天都合小学校	1	カワナヤマ 川名山小学校	1
アイテンヤマ 合天山小学校	3	三つ葉小学校	2	アマナカワヤマ 天名川山小学校	1	きた小学校	1
アイメイザン 合名山小学校	2	南小学校	2	アマノ ガクセイ 天ノ学成小学校	1	キボウ 来豊小学校	1
アイテンコウ 合天郡小学校	2	みんなの小学校	2	アマ ガワ 天ノ川小学校	1	希望の丘小学校	1
天名、合川、郡山小学校	2	ユメキボウ 夢希望小学校	2	いなか小学校	1	きらにこ小学校	1
ありな小学校	2	アイコウテン 合郡天小学校	1	いなり小学校	1	きれいな小学校	1
え顔小学校	2	アイテンコウ 合天郡小学校	1	うみ小学校	1	キン 金か小学校	1
キラキラ小学校	2	あいやまな小学校	1	エイユウ 栄結小学校	1	クウセイ 空晴小学校	1
げんき小学校	2	アゲ 安芸小学校	1	え顔いっぱい小学校	1	グンテンコウ 郡天合小学校	1

校名案	件数	校名案	件数	校名案	件数	校名案	件数
元気小学校	1	スーパ一小学校	1	^{ナルミ} 成流美小学校	1	もり小学校	1
元気っ子小学校	1	^{スエノ} 末野小学校	1	南西小学校	1	もり山小学校	1
^{ゲンコウ} 元康小学校	1	鈴鹿小学校	1	^{ナンビ} 南美小学校	1	森山小学校	1
^{ゴウゲンメイ} 合郡名小学校	1	鈴鹿サツキ小学校	1	南部共立小学校	1	やさしい小学校	1
^{ゴウメイゲン} 合名郡小学校	1	^{スズノ} 鈴野小学校	1	南部里が丘小学校	1	やまかわ小学校	1
^{コウラク} 幸楽小学校	1	^{スズミノ} 鈴実野小学校	1	にじ小学校	1	山名川小学校	1
^{コウトク} 高德小学校	1	すてきな小学校	1	虹野小学校	1	友信小学校	1
こおあ小学校	1	スポーツ小学校	1	虹の里小学校	1	ゆたか小学校	1
郡山合同小学校	1	青龍小学校	1	望みの里小学校	1	ゆめ小学校	1
辛夷小学校	1	全才のう小学校	1	はりきり小学校	1	夢小学校	1
こまか小学校	1	奏流小学校	1	光小学校	1	^{ユメシヨウ} 夢翔小学校	1
混合小学校	1	空小学校	1	ひかりの小学校	1	夢の山小学校	1
^{サカイ} 酒井小学校	1	空花小学校	1	向日葵小学校	1	ゆりの木小学校	1
さくら小学校	1	大好き小学校	1	平和小学校	1	四つ葉小学校	1
桜の街小学校	1	だいにほん小学校	1	^{ベミ タ} 戸巳多小学校	1	^{ラクオカ} 楽丘小学校	1
さんかく小学校	1	大日本小学校	1	べんきょう小学校	1	緑南小学校	1
三枝小学校	1	太陽のまち小学校	1	ほし小学校	1	^{リンエイ} 鈴栄小学校	1
三こうがったい小学校	1	太陽の街小学校	1	三重小学校	1	^{リンリンリン} 三鈴(鈴鈴鈴)小学校	1
三校合体なかよし小学校	1	高い小学校	1	みえけん小学校	1	^{リンヨウ} 鈴陽小学校	1
^{サンコウゴウドウ} 三校合同小学校	1	てん小学校	1	三重県小学校	1	^{レイメイ} 黎明小学校	1
サンシャイン小学校	1	^{デンアイ} 天合小学校	1	三咲小学校	1	^{レイフウカオル} 鈴風薫小学校	1
^{サンワ(ミツワ)} 三輪小学校	1	^{デン サンセン} 天山川小学校	1	ミックス小学校	1	^{レイユウミナミ} 鈴友南小学校	1
三人トリプル小学校	1	^{デン センヤマ} 天川山小学校	1	^{ジ リ} 緑成小学校	1	合川・天名・郡山小学校	1
しかだ小学校	1	天秤小学校	1	みどりの丘小学校	1	AAKS Elementary School	1
しゅくだい小学校	1	^{デンメイ} 天明小学校	1	碧の森小学校	1	PTAきょういく小学校	1
^{シロトモ} 白友小学校	1	^{デンヤマ} 天山小学校	1	みどり山小学校	1	天合郡小学校(読み方不明)	1
^{シンエイ} 新栄小学校	1	東京大学小学校	1	緑山小学校	1		
しんこうりやま小学校	1	友達いっぱい小学校	1	南小学校	1		
^{シンサカエ} 新栄小学校	1	トリプルげんき小学校	1	^{ミナヤマキョウイク} 南山教育小学校	1		
^{シンセイ} 神聖小学校	1	^{ナカノカワ} 中野川小学校	1	未来小学校	1	応募条件等を満たさない応募	
^{シンセイ} 新生小学校	1	なかのいいたのしい小学校	1	みんな小学校	1	こうりやま小学校	4
^{シンヘイ} 新平小学校	1	^{ナカ ガワ} 中ノ川小学校	1	^{ミンナノ} 民奈野小学校	1	郡山小学校	4
新未来小学校	1	なかま小学校	1	めぐみ小学校	1	あこあ小学校	1
すいこみ小学校	1	仲良し小学校	1	めだか小学校	1		

中学生ピロリ菌検診実施について

学校教育課

1 11/19 第9回中学生ピロリ菌検診検討委員会について

(1) 11/5 今年度の2次検査実施医療機関向けの説明会を開催

- ・参加者 97 名(オンライン 89 名含む)。

(2) 今年度の1次検査結果を受けて

- ・市内中学2年生 1800 人中、1次検査受検者数は 774 人(43%)であったため、1次検査受検率を上げることが課題である。
- ・保護者や学校関係者への説明、SNS を活用した啓発など、広報活動が必要である。
- ・1/31 医師会講演会(佐賀県の中学生ピロリ菌検診の取組)に学校関係者も参加してもらってはどうか。
- ・がん教育を実施する際、ピロリ菌を扱うなど、多面的な取組が必要である。
- ・採尿容器回収日について、10 月の職場体験学習と重なり、日程が限られていた。
- ・生理中の生徒が検尿と同様の扱いと勘違いし、提出しない例があった。
- ・提出が遅れた生徒や、忘れた生徒がおり、別対応を行った。

(3) 令和7年度に向けて

- ・採尿容器回収は学校検尿日と同日に行う。
- ・学校検尿日は3月中旬に決まる。4月に実施する学校の場合、スケジュールがタイトである。12 月中には回収方法などについて、学校と確認する。
- ・市内の全中学2年生に案内と採尿容器を配布し検査を希望しない生徒は提出しないようにするなど、他の方法を検討してはどうか。
- ・他市町の実施方法も参考にするとよい。松阪市は円滑に実施している。

(4) 治療費助成について

- ・今年度、治療費 10,000 円(自費)、治療後の検査費 3,000 円(自費)
- ・来年度、治療費及び治療後の検査費は公費を考えている。
- ・他市町転居者への対応や、公費負担の年齢制限など、今後検討していく。

2 今後の予定

時 期	ピロリ菌検査の流れ
令和6年11月 令和6年12月～ 令和7年 3月	・1次検査結果送付(陽性者には2次検査案内や受診券も送付) ・2次検査実施医療機関にて2次検査実施及び検査結果説明 ・2次検査実施医療機関から市へ結果報告及び費用請求

令和7年鈴鹿市二十歳のつどい 概要

◆目的 大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする二十歳の方を、鈴鹿市を挙げて祝い励ます。

◆主催 鈴鹿市・鈴鹿市教育委員会・令和7年鈴鹿市二十歳のつどい実行委員会

◆日時 令和7年1月12日（日）14：00～15：00（受付 13：00～）

◆場所 イスのサンケイホール鈴鹿（市民会館）

◆対象者 平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの方

住民基本台帳 令和6年11月1日現在 2,039人

（男性 1,050人 女性 989人）

※令和6年11月1日現在で鈴鹿市に住民登録をしている方へ、12月上旬に案内状を送付。

※本市に住民登録がない方でも、文化振興課まで参加希望の連絡があれば案内状を送付（12月下旬まで）。

※当日案内状がなくても、受付で記帳すれば参加可能。

◆内容（令和7年）

テーマ：Let's connect the time ～もう一度集え 鈴鹿人～

- 1 プロジェクションマッピング
- 2 二十歳のつどい実行委員による活動報告
- 3 式典

国歌斉唱（歌唱入り音源）

市長式辞

来賓祝辞（市議会議長）

来賓紹介

誓いの言葉（二十歳のつどい実行委員長）

- 4 イベント（クイズ大会）

【参考】Let's connect the time

～もう一度集え 鈴鹿人～

このテーマには、
現在と未来をつなぐために、もう一度故郷
に集まろう！という思いを込めました。

◆臨席者 ◎は登壇

○来賓（予定） 56名

◎衆議院議員【三重 2 区】（2名）◎参議院議員（2名）◎三重県議会代表（1名）

◎鈴鹿市議会議長（1名）◎鈴鹿市自治会連合会会長（1名）

三重県議会議員（2名） 鈴鹿市議会議員（27名）

鈴鹿市自治会連合会副会長（6名）

鈴鹿警察署長 鈴鹿市選挙管理委員長 鈴鹿市保護司会会長

鈴鹿商工会議所会頭 鈴鹿市医師会会長 鈴鹿農業協同組合長

鈴鹿市老人クラブ連合会会長 鈴鹿市内高等学校長代表

鈴鹿市幼小中学校園長会会長 社会教育関係団体各代表（5名）

○主催者側 14名

◎市長 ◎教育長 副市長（2名）

◎教育委員会委員（4名） 社会教育委員（6名）

○報道関係

市政記者クラブ加盟社（15社）

◆動画配信

後日、市公式 YouTube でダイジェスト映像を公開

◆二十歳のつどいが中止となった場合の対応（案内状送付後）

報道機関及び市ウェブサイト・フェイスブック・X（旧：ツイッター）、LINE、インスタグラムで中止の周知



すずか市民アカデミー

まなべル

特別講座

主催：鈴鹿市

令和7年1月25日(土)

鈴鹿市役所 12階 1203大会議室

午前の部

10:00～11:30

何から始める？初めての終活

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 包括連携協定事業

人生の終末期に備えるための知識や準備について、具体的な対策を学ぶことが出来ます。将来の様々な不安を解消し、人生の最終章を豊かなものにするために、葬儀の落とし穴、エンディングノートの書き方などについて分かりやすく、具体的に解説します。本講座参加の方にはエンディングノートを差し上げます。



講師：一般社団法人 日本エンディングサポート協会 理事長 佐々木悦子さん

午後の部

13:30～15:00

巨大災害に備える

三重県生涯学習センター 共催事業



過去の災害の被害と教訓をもとに、我が国の災害対策の現状と課題を紹介します。あわせて、南海トラフ巨大地震や激甚化する風水害の想定を解説し、それらの災害で生き残り、生きのびるための対策について、公助・共助・自助の視点から考えます。

講師：三重大学 工学研究科・建築学専攻 教授 川口淳さん

2部制となっています。1講座のみでも参加できますよ。

問い合わせ先 鈴鹿市文化振興課 電話 059-382-7619
電子メール bunkashinko@city.suzuka.lg.jp

申込みは
こちらから



申込フォーム

